



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会

第1回 常任委員会



日時：令和4年8月20日(土)午前10時45分

場所：米原市役所 3階 3A・3B会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目 次

《審議事項》

第1号議案 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進
総合計画(案)

・・・・・・・・P1

第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会規程(案)

・・・・・・・・P4

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進 総合計画(案)

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(以下「国スポ・障スポ大会」という。)の成功に向け、市民の総力を結集して本市を訪れる全ての方を温かく歓迎するとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指し、併せて本市の様々な米原ブランドを発信しながら新たなレガシーの創出につなげていくため、米原市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関および関係団体(以下「県等」という。)と緊密に連携しながら国スポ・障スポ大会の開催を通して市民のスポーツへの関心度を高め、スポーツの更なる普及・発展につなげていくとともに、様々な分野のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な企画立案と個別計画の連携調整を図る。

(2) 財務

県等との相互協力の下、創意工夫をこらした魅力あふれる国スポ・障スポ大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国スポ・障スポ大会に対する市民の参加意欲や機運を高めるため、積極的かつ効果的な広報活動を展開するとともに、自然、歴史、文化、産業など本市の様々な魅力やブランドを発信する。

(4) 市民協創

国スポ・障スポ大会の開催の意義を理解し、市民がボランティアやサポーター等として、積極的に参加し、大会を盛り上げていくことを通して、市民がともにつながり、ともに創るまちづくりの推進につなげる。

(5) 観光・おもてなし

国スポ・障スポ大会のために本市を訪れる全ての方々に、本市の様々な魅力やブランドに触れていただき、心のこもったおもてなしで歓迎する。

(6) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、効率的に整備する。

(7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本にしつつ、創意工夫をこらし、記憶に残る温かみのある式典を目指す。

(8) 施設

アスリートのプレーの発揮や安全かつ円滑な競技運営のため、国スポ・障スポ大会の競技施設基準に基づく施設環境の整備を図るとともに、開催後の更なる振興やレガシー創出を視野に入れた整備を進める。

(9) 宿泊

宿泊施設やその他関係機関との緊密な連携により、宿泊施設と競技会場との交通面に配慮するとともに、安全で快適な宿泊を確保するなど、配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

県等の協力を得ながら国スポ・障スポ大会に関わる全ての方の安全を確保するとともに、より快適な環境下で開催できるよう、医療機関や関係機関等との連携を強化する。さらに、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫体制および医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者等との緊密な連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備消防

競技会場その他の大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災、警備体制の確立を図る。

2 年次計画

国スポ・障スポ大会の米原市開催推進総合計画の年次計画は、別表のとおりとする。

なお、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

(別表) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進総合計画

項目	年度	令和4年度(2022年度) (3年前)	令和5年度(2023年度) (2年前)	令和6年度(2024年度) (1年前)	令和7年度(2025年度) (開催年)
組織		実行委員会設立総会・総会	総会	総会	総会 → 解散総会
		常任委員会	常任委員会	常任委員会	常任委員会 →
		専門委員会			→
区分	主要業務	キックオフイベント		国スポリハーサル大会開催	国スポ・障スポ大会開催
総務企画関係	総務企画	開催推進総合計画策定	開催推進総合計画進行管理 リハ・本大会ガイドライン策定	マニュアル策定・運用 御成対応関係協議・調整	マニュアル策定・運用 マニュアル策定・運用
	財務	協賛取扱要領検討	協賛取扱要領制定 実行委員会予算編成・執行・管理・決算	協賛推進	
	広報		広報啓発計画・記録編成計画策定	広報啓発活動推進 各種活動記録・編集	報告書作成
	市民協働	市民協働計画検討	市民協働計画策定 市民ボランティア募集 県民運動との連携・実施	リハ大会活動 運動推進 子ども・若者の参画	本大会活動
	歓迎接伴	歓迎接伴計画検討	歓迎接伴計画策定・要領制定・推進 案内所・休憩所・売店計画要領制定 歓迎企画・装飾要領制定	観光ガイドブック製作 リハ大会売店募集・運営 リハ大会歓迎企画実施	観光ガイドブック配布 本大会売店募集・運営 本大会歓迎企画実施
競技式典関係	競技	競技開催日程決定	実施計画策定 リハ実施要項策定 競技記録・情報発信要領制定 競技用具整備計画・県調整 デモスポ実施要項検討・調整 競技役員・競技補助員・競技会補助員編成計画	リハ大会開催 リハ大会兼用競技用具整備 デモスポ実施要項策定 リハ大会業務実施	本大会実施要項策定 本大会開催 本大会兼用競技用具整備 デモスポ募集・開催 本大会実施
	式典		開閉会式式典計画策定 子ども・若者の参画	リハ大会実施	本大会実施
	施設		県との協議調整 県立施設の維持補修・備品整備等	リハ大会実施後精査・充足	本大会実施
宿泊衛生関係	宿泊	県・会場市町による合同配宿についての協議調整	配宿計画の策定 配宿センターの設置 県一括契約設置委託	配宿センター 宿泊受付 チーム等との連絡調整 広域配宿の実施・引受市町との連絡調整	
	医事		医療救護要領制定 感染症対策要領制定	リハ大会 救護所設置運営・事後考査 感染症対策実施・事後考査	本大会 救護所設置運営 感染症対策実施
	衛生	医事衛生基本計画策定	弁当調達要領策定 食品衛生対策要領制定 環境衛生対策要領制定	弁当調達業者指定・リハ大会調達実施 リハ大会 食品衛生対策実施・事後考査 環境衛生対策実施・事後考査	本大会弁当調達実施 本大会 食品衛生対策実施
輸送交通関係	輸送交通		輸送交通基本計画策定 輸送対策要領制定 駐車場対策要領制定	リハ大会 輸送交通誘導等運営 本大会 要領精査	本大会 輸送交通誘導等運営
	警備消防		警備消防防災基本計画策定 警備対策要領制定 消防防災対策要領制定	リハ大会 警備消防対策実施 本大会 要領精査	本大会 警備消防対策実施

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の名称等）

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長、副委員長および委員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

（任期）

第4条 専門委員の任期は、会長が委嘱した日から実行委員会が解散するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役員を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が残任期間を務めるものとする。

3 会長は、専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

（委員長等の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順位により、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、あらかじめ通知した事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。

- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（前項ただし書の規定により、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、必要と認めるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者(以下「部会委員」という。)をもって構成する。
- 3 第3条から前条(第5項を除く。)までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの委員長および部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務、広報および市民協働に関すること。 3 歓迎および接伴に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。